

学校経営のポイント

## 学校管理規則と“出席停止命令規定の整備”

若井 彌一

平成 13 年の学校教育法一部改正により、義務教育諸学校の児童・生徒の出席停止命令に関する規定は、それまでの「市町村の教育委員会は、性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる」(旧第 26 条, 中学校準用規定・旧第 40 条) から、現行の規定(省略)に改められた(旧第 26 条)。

その後、平成 19 年の一部改正により、現行の第 35 条(省略)に移されている。

### 学校管理規則に“出席停止規定なし”が2割

ところが、最近の文部科学省の調査によると、現行の第 35 条第 3 項で「(前略)出席停止の命令の手續に關し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする」として、教育委員会規則における出席停止手續に関する規定の整備を求めているにもかかわらず、全国で 38 都府県 389 市町村の教育委員会規則では、まだ規定が整備されていないことがわかった(平成 23 年 1 月 21 日『読売新聞』朝刊による)。

そこで、文部科学省では、1 月 20 日、「全国の教委に対し、手續きの策定について文書で改めて求めた」という(同前)。

「そんなはずはない！」との思いもしたが、389 市町村という数は、全国 1,784 市町村のほぼ 2 割(約 22%)にあたる。どうも、報道の誤りではなさそうである。

第 35 条第 2 項では、市町村教委が児童の保護者に対して児童の出席停止を命ずる場合には、「あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない」と定めている(第 49 条・中学校準用規定)。

### 適用事例の少なさととの関連もあるが…

しかし、実際の出席停止命令は、すでに新聞報道で知られるように、「1997 年度以降は 25～84 件で推移、09 年度は 43 件にとどまっている」状況であり、出席停止命令規定は非常に慎重または抑制的に適用されていると推認される。

これまでの調査結果については、平成 13 年度～21 年度間、「いじめ」を理由にした出席停止は、全国的に見ても「毎年 0～7 件」であり、「校内暴力、授業妨害よりも極端に少ない」ことが指摘されている(同前)。

出席停止命令規定が慎重または抑制的に運用されること自体は、憂うべきことではない。しかしながら、平成 13 年の学校教育法一部改正に際しては、マスコミ報道も比較的活発にこの問題を取りあげたのであり、教育委員会が出席停止命令規定が改められることになったことを知らないでいることは予想し得ない。

とすれば、学校教育法の一部改正に対応して「わが教育委員会規則(具体的には、通称「学校管理規則」)も一部改正しなくてはならない」と考えるのではなしに、「法律が改正されたことだけで十分であり、わざわざ教育委員会規則を改正するまでもなからう」と考えたのではないかと推定される。

出席停止命令については、その規定の適用が必要となってから手續き規定を整備するのではなく、保護者等との手續きレベルでの無益な混乱を防ぐ観点からも、速やかに整備をしておくことが必要である。

(わかい・やいち=上越教育大学長)

本紙は <http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp> でも掲載

●1月 19 日発売！ 電子黒板・デジタル教材の最新活用事例集！ A5判/208 頁/定価 2520 円

『電子黒板・デジタル教材活用事例集』 赤堀 侃司(白鷗大学教授)【編】

『教員の養成・免許・採用・研修』若井 彌一【編著】 A5 判 370 頁定価 3,570 円